

平成26年度第2回大分県福祉のまちづくり推進協議会 次第

日時 平成27年3月24日(火)

9:30~11:30

場所 県庁舎別館84会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

(協議会設置要綱 資料1ページ)

4 会長選任

5 報告事項

(1) 「大分県地域福祉基本計画」の策定について (資料4ページ)

(2) 平成26年度上半期「大分県福祉のまちづくり条例」新築等届出状況等について (資料8ページ)

4 議 事

(1) 福祉のまちづくりの総合的な推進について (資料11ページ)

(2) 「あったか・はーと推進事業者」認定制度について (資料13ページ)

5 その他

6 閉 会

平成26年度第2回大分県福祉のまちづくり推進協議会 出席者名簿(五十音順)

番号	所属	役職	氏名	備考
1	大分市ホテル旅館事業協同組合	理事	いけべ きょうこ 池辺 京子	
2	大分県商工会議所女性会連合会	会長	いまがわ あつこ 今川 敦子	
3	大分県聴覚障害者協会	副理事長	うぶや きくた 産谷 喜久太	
4	大分県盲人協会	会長	えとう よしのり 衛藤 良憲	欠席
5	大分県精神保健福祉会	事務局長	おかべ もとゆき 岡部 素行	
6	九州旅客鉄道株式会社大分支社	副支社長	くつかけ かずひろ 沓掛 和弘	欠席
7	日田市社会福祉協議会	事務局長	ご おう よしこ 牛王 嘉子	
8	大分大学, まちづくり研究所	名誉教授, 所長	さとう せいじ 佐藤 誠治	
9	大分県老人クラブ連合会	評議員	さほ えいこ 佐保 榮子	
10	別府大学短期大学部 地域総合科学科	准教授	すぎの ひさこ 杉野 寿子	
11	社団法人大分県タクシー協会	専務理事	たにお ひで 谷尾 英熙	
12	日本文理大学工学部 建築学科	准教授	にしむら けんじ 西村 謙司	欠席
13	大分県身体障害者福祉協会	事務局長	ひらかわ かずお 平川 一夫	欠席
14	大分県建築士会	常務理事	みやざき たかひろ 宮崎 隆博	
15	「だれもが安心して暮らせる大分県条例」をつくる会	共同代表	ミヤニシ キミヨ 宮西 君代	
16	大分県手をつなぐ育成会	副会長	むらかみ かずこ 村上 和子	
17	特定非営利活動法人リラクセーション桜	理事長	ヨシオカ ナオミ 吉岡 尚美	
18	大分県バス協会	専務理事	わき のりあき 脇 紀昭	欠席
19	おおいた子ども・子育て応援県民会議	委員	わたなべ さおり 渡部 さおり	

事務局

番号	所属	役職	氏名	備考
1	地域福祉推進室	室長	後藤 素子	
2		参事(総括)	兼子 康男	
3		主幹	阿部 剛	
4		主任	阿部 友輝	

関係課

番号	所属	役職	氏名	備考
1	交通政策課	主幹	川島 栄一郎	
2	建設政策課	主査	江口 大輔	
3	建築住宅課	主任	辰本 健治	

平成26年度
第2回大分県福祉のまちづくり推進協議会資料

平成27年3月24日
大分県福祉保健部地域福祉推進室

大分県福祉のまちづくり推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 大分県福祉のまちづくり条例の理念に基づき、高齢者や障がい者を含むすべての県民が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することのできる福祉のまちづくりを推進するため、大分県福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- (1) 福祉のまちづくりの総合的な推進に関すること。
- (2) 福祉のまちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに係る連絡調整に関すること。
- (4) その他福祉のまちづくりの推進に関して必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第6条 特定の事項について協議を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長がこれを招集する。
- 3 専門部会長は、会長が指名し、専門部会長が専門部会の議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、大分県福祉保健部地域福祉推進室において処理する。

付 則
この要綱は、平成15年3月13日から施行する。

付 則
この要綱の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。

付 則
この要綱の一部改正は、平成22年8月25日から施行する。

付 則
この要綱の一部改正は、平成23年10月7日から施行する。

付 則
この要綱の一部改正は、平成24年4月20日から施行する。

付 則
この要綱の一部改正は、平成24年9月1日から施行する。

付 則
この要綱の一部改正は、平成25年1月7日から施行する。

付 則
この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則
この要綱の一部改正は、平成26年3月12日から施行する。

付 則
この要綱の一部改正は、平成26年9月1日から施行する。

(別表)

大分県福祉のまちづくり推進協議会委員名簿

区分	機関・団体名	役職	氏名
福祉関係団体等	社会福祉法人日田市社会福祉協議会	事務局長	牛王 嘉子
	公益財団法人大分県老人クラブ連合会	評議員	佐保 榮子
	一般社団法人分県身体障害者福祉協会	事務局長	平川 一夫
	社会福祉法人大分県盲人協会	会長	衛藤 良憲
	社会福祉法人大分県聴覚障害者協会	副理事長	産谷 喜久太
	公益社団法人分県手をつなぐ育成会	副会長	村上 和子
	公益社団法人分県精神保健福祉会	事務局長	岡部 素行
	「だれもが安心して暮らせる大分県条例」をつくる会 おおいた子ども・子育て応援県民会議	共同代表 委員	宮西 君代 渡部 さおり
学識経験者	国立大学法人 大分大学	名誉教授	佐藤 誠治
	学校法人文理学園 日本文理大学	工学部 准教授	西村 謙司
	学校法人別府大学 別府大学短期大学部	授 地域総合科学科准教授	杉野 寿子
事業者団体等	大分県商工会議所女性会連合会	会長	今川 敦子
	公益社団法人分県建築士会	常務理事	宮崎 隆博
	九州旅客鉄道株式会社大分支社	副支社長	杓掛 和弘
	一般社団法人分県バス協会	専務理事	脇 紀昭
	一般社団法人分県タクシー協会	専務理事	谷尾 英熙
	大分市ホテル旅館事業協同組合	理事	池辺 京子
公募	特定非営利活動法人リラクセーション桜	理事長	吉岡 尚美

報告事項 1 「大分県地域福祉基本計画」の策定について

- ・ 平成 17 年度に策定した「大分県民福祉基本計画」に代わる計画として、地域福祉推進の基本指針である「大分県地域福祉基本計画」を策定した。
- ・ とりわけ策定にあたっては、平成 25 年度より「地域福祉の課題を考える座談会」等を通じて市町村や県・市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO 法人、地域おこし協力隊員、大学生など幅広い分野から計 110 名の方々のご協力を得て、地域の目指すべき姿を議論し、ニーズや課題の検討を行ってきたところ。
- ・ ユニバーサルデザインの推進についても、地域福祉を推進するうえで非常に重要な位置付けにあるところから、取り組んでまいりたい。

○ 大分県地域福祉基本計画の概要

1 計画の位置付け

現行の「大分県民福祉基本計画」（計画期間：10 年、平成 17～26 年度）の計画期間が終了することに伴い、地域の実情を踏まえた「大分県地域福祉基本計画」を新たに策定する。

- ・ 社会福祉法第 108 条に基づく地域福祉支援計画
- ・ 大分県長期総合計画の部門計画としての地域福祉の基本指針
- ・ ユニバーサルデザイン推進の基本指針

2 目的と基本理念

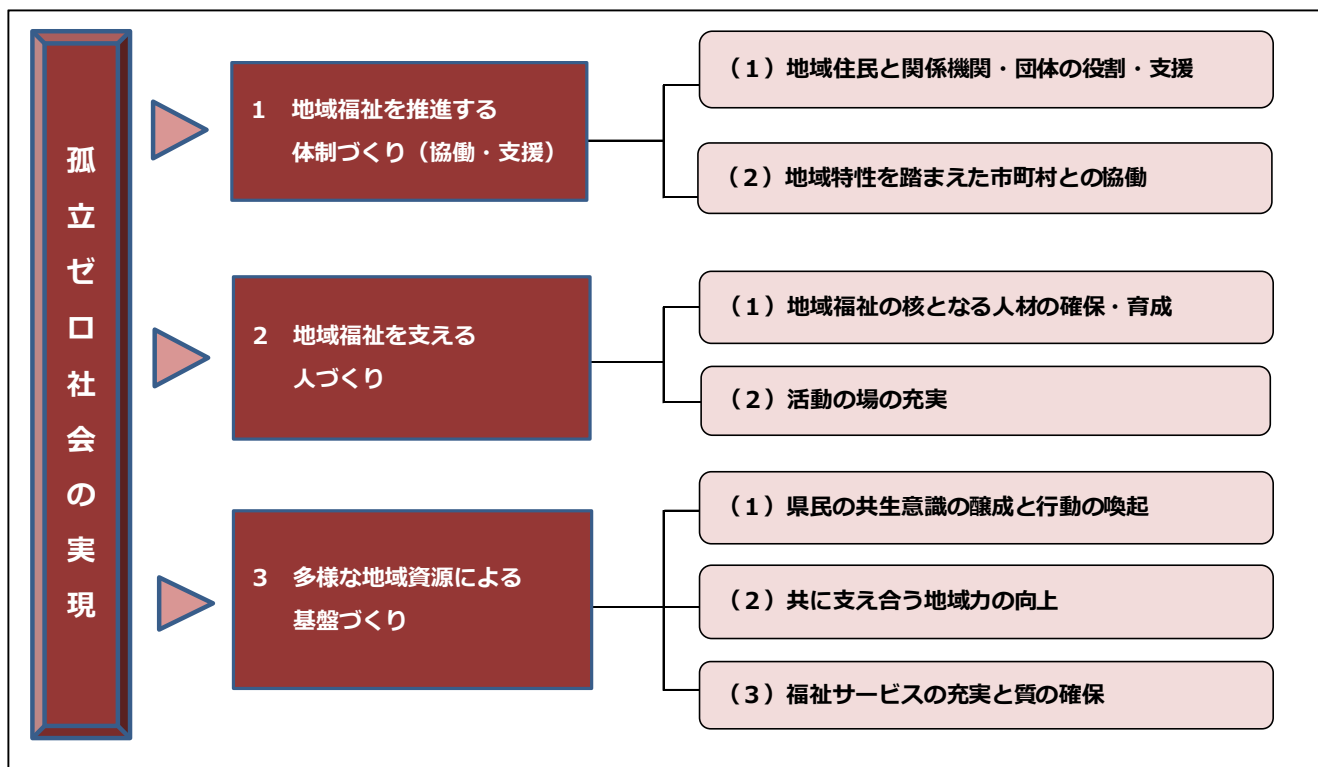
孤立ゼロ社会の実現を目指して、人口減少に立ち向かい、地域力を結集し、自助・共助・公助の連動による「地域のつながり」の再構築に向けた取組を定める。

【基本理念】誰もがどこでも個人として尊重され、心豊かに暮らせる地域づくり
(=孤立ゼロ社会の実現)

3 計画期間

5 年（平成 27～31 年度）

4 計画の体系



5 計画の指標

(1) 成果指標 (アウトカム)

施策	No	指 標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
1 地域福祉を推進する体制づくり	1	日常生活の困りごとを家族以外に相談できる人がいると答えた人の割合	64.8% (H26)	82.4%
	2	社会福祉協議会の認知率	51.6% (H26)	75.8%
	3	地域に住み続けたいと答えた人の割合	69.5% (H26)	84.8%
2 地域福祉を支える人づくり	4	民生委員・児童委員活動に対する理解・支援度	75.2% (H26)	87.6%
	5	地域の行事や活動に参加していると答えた人の割合	64.8% (H26)	82.4%
	6	校区社協等地域福祉推進基礎組織のある自治会の割合	77.9%	100%
3 多様な地域資源による基盤づくり	7	ユニバーサルデザイン認知率	53.1% (H26)	76.6%
	8	民間事業者等と協働する見守りネットワークを設置している市町村数	10市	18市町村
	9	津波浸水想定区域における個別支援計画策定済みの自主防災組織等数	22カ所	657カ所

(2) 活動指標 (アウトプット)

施策	No	指 標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
1 地域福祉を 推進する体 制づくり	1	地域福祉座談会実施回数 (累計) (H25~)	48回 (H25~26)	138回
	2	地域福祉計画策定・改定済み市町村数	15市町	18市町村
	3	共通課題検討プロジェクトチーム開催回数 (累計) (H25~)	4回 (H25~26)	19回
2 地域福祉を 支える人づ くり	4	福祉委員制度実施市町村数	10市町	18市町村
	5	福祉人材無料職業紹介事業就職者数	387人/年	1,834人 (H27~31)
	6	福祉ボランティア活動者数	39,598人/年	210,000人 (H27~31)
	7	災害ボランティアネットワーク設置市町村数	1市	6市町村
	8	住民がサロン等交流の場に参加できる自治会の割合	47.4%	76.1%
3 多様な地域 資源による 基盤づくり	9	ユニバーサルデザイン出前授業受講延べ人数 (H18~)	25,523人	43,500人
	10	バリアフリーマップ登録施設数	2,905施設	3,200施設
	11	あったか・はーと駐車場協力施設数	1,036施設	1,600施設
	12	市民後見人養成研修受講延べ人数 (H25~)	24人	110人
	13	自家用有償旅客運送運営協議会設置市町村数	4市	18市町村
	14	生活困窮者支援推進に係る会議開催回数 (累計) (H25~)	7回 (H25~26)	27回
	15	福祉サービス等評価件数	91事業所/年	484事業所 (H27~31)

6 ユニバーサルデザインの推進に向けた具体的取組

(1) 「こころ」のユニバーサルデザインの推進

- ・ ユニバーサルデザイン出前授業の継続実施
- ・ ユニバーサルデザイン体験空間の設置
- ・ 民間事業者の取組促進に向けた認定制度や表彰制度の実施
- ・ だれもが楽しく参加できるアート活動やスポーツ活動の推進

(2) 「まち」や「もの」のユニバーサルデザインの推進

- ・ 「福祉のまちづくり条例」の周知及び基準適合の徹底
- ・ 「大分バリアフリーマップ」の登録施設数の増加
- ・ 「あったか・はーと駐車場」協力施設の拡大及びマナー向上に向けた取組

(3) 「サービス・情報」や「制度・仕組み」のユニバーサルデザインの推進

- ・ 民間事業者の取組促進に向けた出前授業等の実施
- ・ 県民ニーズの収集や分析を行い、事業の見直しや検証の実施
- ・ 新たな生活困窮者自立支援制度を通じた地域づくりの推進

7 通院や買い物等移動に困難を抱える人に対する支援の充実

- ・ 交通関係団体が参加する福祉のまちづくり推進協議会において、課題の検討や意見調整等を実施
- ・ 市町村において、自家用有償旅客運送運営協議会の設置を促進
- ・ 介護保険制度等における訪問介護や移動支援事業等の適正なサービス供給に係る市町村の支援
- ・ 市町村によるコミュニティバス等公共交通の確保や維持の支援
- ・ 社会福祉法人による買い物支援等を県社会福祉協議会と協働して推進

報告事項 2 平成26年度上半期「大分県福祉のまちづくり条例」新築等届出状況等

報告事項 2 平成26年度上半期「大分県福祉のまちづくり条例」新築等届出状況等

① 新築等届出・適合状況

用途	届出件数	うち			全部適合の割合
		全部適合	適用除外	不適合	
1 学校等	3	3			100.0%
2 病院、診療所	12	8	2	2	66.7%
3 老人保健施設					
4 劇場等					
5 集会場等					
6 展示場					
7 物販	9	8	1		88.9%
8 ホテル等					
9 事務所(23除く)					
10 共同住宅等					
11 老人福祉施設等	44	31	12	1	70.5%
12 体育館等					
13 博物館等					
14 公衆浴場					
15 飲食店					
16 サービス業					
17 学習塾等					
18 工場	1	1			100.0%
19 停車場等					
20 自動車車庫					
21 公衆便所					
22 火葬場					
23 官公庁舎					
24 複合用途建築物					
計	69	51	15	3	73.9%

② 基礎的基準の適用除外・不適合項目の状況

項目	基準	適用除外	不適合
1 移動等円滑化経路	段を設けない	3	
2 出入口	戸は車いす使用者が容易に開閉できる構造、前後に高低差なし	4	
3 廊下等	段差を示すための点状ブロック等を敷設	4	1
	移動等円滑化経路を構成する傾斜路に手すり設置	9	2
4 階段	踊り場に点状ブロック等を敷設	3	1
	階段幅 120 cm以上	1	
5 傾斜路	1 / 12 超の傾斜部への手すり設置	1	
6 エレベーター	かご内に到着等を知らせる音声装置を設置	1	
8 便所	車いす使用者用便房内 手すり設置	6	
	車いす使用者用便房内 円滑に利用できる空間の確保	2	
	一般便所 1以上の小便器に手すり設置	3	
	一般便所 1以上の洗面器の周囲に手すり設置	6	2
10 敷地内通路	段がある部分に手すり設置	2	
	1 / 12 超の傾斜部への手すり設置	1	
	傾斜路の存在を容易に識別可能	1	
	移動等円滑化経路は勾配 1 / 12 以下	1	
11 駐車場	車いす使用者用駐車施設を 1 以上設置	2	
12 標識	エレベーター、車いす使用者用駐車施設及び便所を示す表示設置	3	
14 案内設備までの経路	案内設備等までの経路に点状ブロック等を敷設	5	
21 授乳室	授乳室の出入口付近に表示	1	

※番号は基礎的基準の項目番号

③ 不適合項目の事例

建築物の用途	面積	不適合項目	項目数
診療所	583㎡	段差を示すための点状ブロック等、廊下等の傾斜路に手すり、踊り場に点状ブロックを設置	3
診療所	279㎡	廊下の傾斜路に手すり、洗面器の周囲に手すり	2
老人福祉施設等	1,081㎡	洗面器の周囲に手すり	1

④ 無届施設 なし

⑤ 適合証交付施設について

基礎的基準または誘導的基準に全部適合した施設については、設置者からの請求があった場合、「適合証」を交付しています。

【適合証交付のメリット】

- ・ 適合証交付により、施設のイメージアップが図られる。
- ・ 適合証の交付を受けた施設名を県庁のホームページで紹介。

No.	施設の名称	所在地	用途	基準	交付日
1	大分県厚生連鶴見病院	別府市	病院	誘導的基準	H25.1.28
2	ミスターマックス西大分店	大分市	物品販売・サービス	基礎的基準	H25.5.21
3	共同生活ホーム 明日風	臼杵市	有料老人ホーム	基礎的基準	H26.3.31
4	みなはるの里	大分市	老人複合施設・診療所	基礎的基準	H26.4.23
5	グループホーム明日風	臼杵市	認知症老人グループホーム	基礎的基準	H26.5.29
6	大分記念病院有料老人ホーム	大分市	有料老人ホーム、 デイサービスセンター	基礎的基準	H26.6.18



議事 1 福祉のまちづくりの総合的な推進について

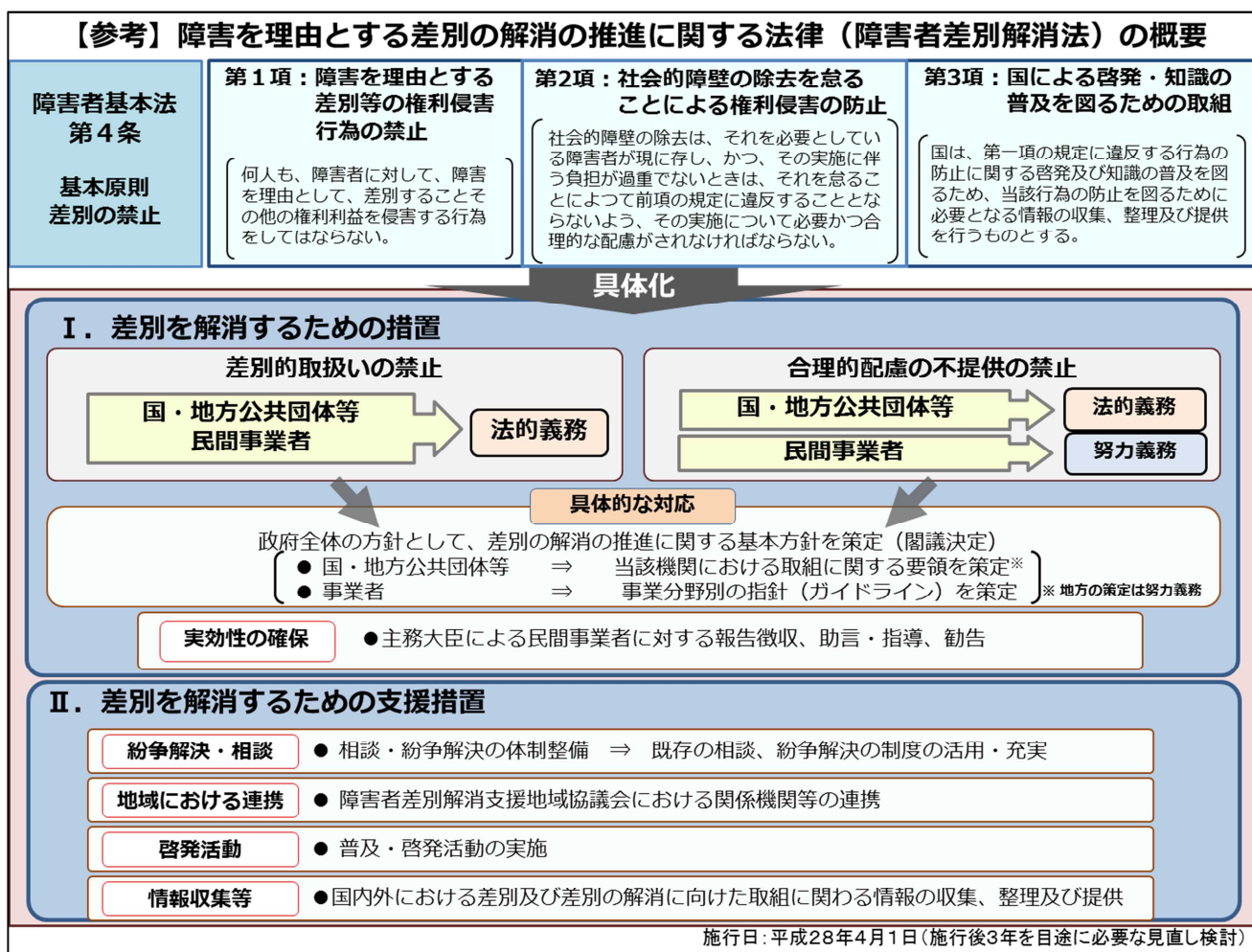
1 推進の背景

- これまで本県において、平成20年に行われた「チャレンジ!おおいた国体・大会」に向けた取組の一つとして、平成17年度よりユニバーサルデザインの推進に取り組んできた。
- 一方、平成23年3月には、少子高齢化の進行やバリアフリー法の制定等社会状況の変化を踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方の明確化や、子育て支援の観点を盛り込むため、条例の一部改正を行うなど、「大分県福祉のまちづくり条例」の推進に取り組んできた。

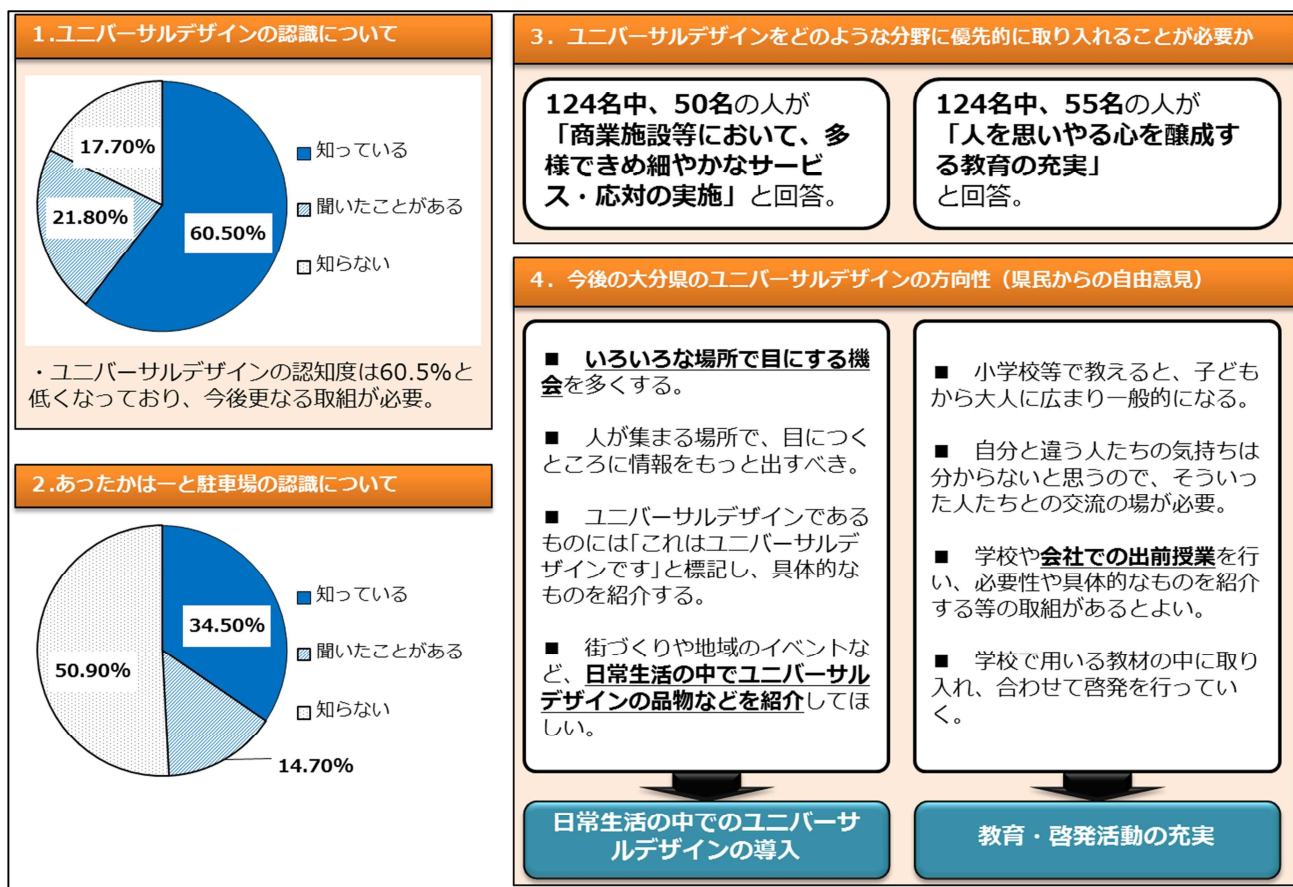
2 必要性

- 「障害者差別解消法」の制定や地域包括ケアシステムの推進、あるいはラグビーワールドカップの誘致決定等、障がいの有無や年齢、性別、国籍に関わらず、誰もが暮らしやすい社会づくりが、一層求められる。
- また、ユニバーサルデザインの認知度は、平成25年度に県政モニターに対し実施したアンケートにおいて60.5%と未だ低調であるとともに、「商業施設等において、多様できめ細やかなサービス・対応の実施」や「人を思いやる教育の充実」について意見が出された。

※ 障害者差別解消法の概要



※ 平成25年度県政モニター「テーマ通信」集計結果及び分析



3 今後の方向性

- ・ これまで取組を行ってきたものの、未だユニバーサルデザインの認知度は低調であり、その推進には、次のような課題があることから、今後重点的な取組が重要である。
 - ① ユニバーサルデザインの認知度が不足
 - ② 実際にユニバーサルデザインに触れる機会が少ない
 - ③ あったか・はと駐車場の利用マナー向上の必要
 - ④ 障害者差別解消法の制定等による民間事業者の取組推進
- ・ それらを踏まえ、県民理解の促進には、「民間事業者の取組促進」が不可欠であり、とりわけ商業施設や交通機関など日常生活に関わる様々な場所における取組（ソフト・ハード）が進むことで、より実感としてのユニバーサルデザインの理解促進に繋がる。
- ・ そのため、本県では、学識経験者、当事者団体、交通事業者、商工団体等様々な団体の方々にご参加いただいている本協議会において、その取組の進捗管理や方向性の修正等ご意見、ご協議いただきながら推進することが重要であると考えており、平成27年度以降より積極的にテーマを絞って議論を深めていく場としたい。

<協議会で今後議論するテーマの案>

- ・ 民間事業者のユニバーサルデザインに関する取組促進について（詳細な実態把握を含）
- ・ 移動に関するユニバーサルデザインの推進

議事2 「あったか・は一と推進事業者」認定制度について

1 趣旨

ユニバーサルデザインについて一定の要件を満たす事業者を認定し、県庁サイトや各媒体で紹介することにより、民間事業者の取組の推進を図るとともに、県民に対し広く周知する。

2 概要

民間企業従業者向けユニバーサルデザイン研修を受講した事業者（企業・団体）を「あったか・は一と推進事業者」に認定し、民間事業者へユニバーサルデザインの取組を普及啓発する。

※ 認定制度の開始後、段階的かつ継続的な取組促進に向け、表彰制度の創設も併せて検討。

3 認定要件

民間事業者においてユニバーサルデザインの推進に関する取組を継続的に行っていること。

- 例
- ・ ユニバーサルデザイン研修を従事者の半数以上が受講していること。
 - ・ ユニバーサルデザイン体験空間を設置していること。
 - ・ あったか・は一と駐車場区画を設置していること。 等

4 募集方法及び認定手続

① 募集方法

- ・ あったか・は一と駐車場やユニバーサルデザイン体験空間の設置協力施設に対し、認定申請の募集
- ・ 福祉のまちづくり推進協議会委員所属団体等における呼びかけ
- ・ 県ホームページによる広報 等

② 認定手続

認定申請書を県地域福祉推進室へ提出

認定事業者には認定証を発行（予定）

5 その他

何らかのロイヤリティについて検討

平成 26 年 11 月 26 日
総務省九州管区行政評価局

障がい者、要介護者等の移動をささえる福祉有償運送 ― 福祉有償運送に関する実態調査の結果― ＜調査結果に基づく所見表示＞

九州管区行政評価局（局長：小河^{かごう}俊夫）では、行政評価・監視活動の一環として、福祉有償運送の活動実態や運輸支局における支援状況等を調査し、九州地方で初めて、福祉有償運送の実態を明らかにしました。調査を効果的・効率的に進めるため、行政相談委員（総務大臣から苦情の相談に関する業務の委嘱を受けた者）とも連携しています。

あわせて、調査結果に基づき、平成 26 年 11 月 26 日、九州運輸局に対し、福祉有償運送制度の着実な取組が促進されるよう所見を表示しましたので、公表します。

- 調査担当所 九州管区行政評価局、大分行政評価事務所
- 調査実施時期 平成 26 年 8 月～11 月
- 調査対象機関 九州運輸局、福岡及び大分運輸支局
- 関連調査等機関 福岡県、大分県、両県内の市町村（16）及びNPO法人等（19）
- 調査の背景等 福祉有償運送は、移動制約者の輸送の確保のために、今後、更に重要性が高まっていくものと考えられています。今回、「地域の実情に対応した福祉有償運送の着実な取組」を促進する観点から実態調査を実施

《照会先》

第二部第2評価監視官 作間正和
電話：092-431-7081（代）

調査結果の4つのポイント（福祉有償運送に関する実態調査）九州で初めて実態を明らかに

ポイント1 [P2] 障がい者、要介護者等の移動をささえる福祉有償運送

- NPO法人等が様々な境遇の障がい者、要介護者等の移動を支援
- 九州では着実に増加（18→25年度 実施団体4割増、自動車数8割増）
しかしながら…
- ① 一部にとどまる運送区域（九州 233 市町村中 88 市町村（37.8%））
- ② 福祉有償運送からの撤退（8年間で抹消登録 57 団体/新規登録 104 団体）

ポイント3 [P5] 制度の信頼確保、適切な運用に向けた取組

- 旅客の範囲の妥当性に関する確認が確実でない
- ローカルルール※の把握・合理性検証が不十分（車種、対象旅客の限定など）

※ 運営協議会が定めている「関係法令・通達に定められていない独自の基準」

《関係機関、団体の相関》

福祉有償運送実施団体
(NPO法人等)

タクシー・福祉タクシー

福祉有償運送は
タクシー等を補充する制度
←----->
運送役割の分担

- ① 必要性等の協議依頼
- ② 必要性等の合意（又は不合意）
- ③ 登録申請（相談申し出）
- ④ 登録・指導監督

(他の構成員)

- ・ タクシー事業者及び同協会
- ・ 住民又は旅客
- ・ 運輸支局
- ・ タクシー運転者の労働組合
- ・ 現に福祉有償運送を行っているNPO法人等

地域の実情に対応した
福祉有償運送の着実な取組

運営協議会
(市町村長等が主宰)

国(運輸支局)



ご存じですか？福祉有償運送

運営方法等の相談

〔連携〕

助言等の支援

ポイント2 [P4] 運営協議会の設置、開催及び公表の促進

- 半数に満たない設置市町村（九州 233 市町村中 107 市町村）
- 設置又は運営状況が明らかでない（調査対象の3/4超がHPに未掲載）

ポイント4 [P6] 安全確保に係る法定事項の遵守のための指導

- 「安全な運転のための確認表」等の未記録、未作成
- 「輸送実績報告書」の未提出・報告遅延

資料

福祉有償運送とは

福祉有償運送とは、障がい者や要介護者の方などで、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方に対して、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して、名簿に記載された旅客に対して行うドア・ツー・ドアの個別有償運送サービスです。

○ 福祉有償運送を実施するためには

福祉有償運送を行うには、各県に所在する運輸支局に申請を行って、道路運送法第79条に基づき登録を受ける必要があります。

また、福祉有償運送の登録申請に当たっては、一又は複数の市町村長又は県知事が主宰する「運営協議会」において、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について協議され、台意されていることが必要となります。

○ 福祉有償運送を利用するためには

福祉有償運送を利用できる方は、次の方であって、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方及びその付添人の方です。

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 2 要介護認定・要支援認定を受けている方
- 3 肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害などの障がいを持っている方

また、福祉有償運送を利用するためには、福祉有償運送の実施団体（法第79条に基づく登録団体）に備え置かれた名簿に記載されていることが必要です。

○ 福祉有償運送の実施団体数（平成25年度末現在）

福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	合計（九州）
28	33	14	20	1	23	34	153